

社会福祉法人フラワー園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人フラワー園の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席費用等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。

	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	5,000 円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により実費弁償費を支払うことができる。理事が評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払うことができる。ただし、同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る実費弁償費を支払わないものとする。

	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	5,000 円

(役員及び評議員の報酬等)

第4条 役員及び評議員の報酬は無報酬とする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。